

# 宮崎県立学校教育情報セキュリティ基本方針

## 1 目的

「宮崎県立学校教育情報セキュリティ基本方針」（以下、「基本方針」という。）は、宮崎県立学校(以下、「県立学校」という。)が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、県教育委員会及び県立学校が実施する教育情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

## 2 定義

### (1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器(ハードウェア及びソフトウェア)をいう。

### (2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

### (3) 情報資産

ネットワーク及び情報システムの開発と運用に係る全ての情報並びにネットワーク及び情報システムで取り扱う全ての情報をいう。なお、情報資産には、紙等の有体物に出力された情報も含まれる。

### (4) 情報セキュリティ

情報資産の機密の保持、正確性・完全性の維持及び定められた範囲での利用可能な状態の維持をいう。

### (5) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

### (7) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

### (8) 教育情報セキュリティポリシー

「宮崎県立学校教育情報セキュリティポリシー」（以下、「教育情報セキュリティポリシー」という。）の「基本方針」及び「宮崎県立学校教育情報セキュリティ対策基準」（以下、「対策基準」という。）をいう。

### (9) 教育情報セキュリティ実施手順

「対策基準」で規定した事項をそれぞれの情報システムにおいて具体的な実施手順、手続きに展開し、個別の実施事項を定めたものを宮崎県立学校教育情報セキュリティ実施手順（以下、「実施手順」という。）という。

### (10) 教職員

県立学校において、知事部局が所管するLAN及びWAN回線と分離されて

いる校内のネットワークなどを利用する全ての職員をいう。

(11) 取り扱う情報

ア 校務系情報

児童生徒の成績、出欠席及びその理由、健康診断結果、指導要録、教職員の個人情報など、学校が保有する情報資産のうち、それら情報を学校・学級の管理運営、学習指導、生徒指導、生活指導等に活用することを想定しており、かつ、当該情報に児童生徒がアクセスすることが想定されていない情報をいう。

イ 校務外部接続系情報

校務系情報のうち、保護者メールや学校ホームページ等インターネット接続を前提とした校務で利用される情報をいう。

ウ 学習系情報

児童生徒のワークシート、作品など、学校が保有する情報資産のうち、それら情報を学校における教育活動において活用することを想定しており、かつ、当該情報に教職員及び児童生徒がアクセスすることが想定されている情報をいう。

(12) 端末

ア 校務用端末

校務系情報にアクセス可能な端末をいう。

イ 校務外部接続用端末

校務外部接続系情報にアクセス可能な端末をいう。

ウ 学習者用端末（県整備分・個人購入分）

学習系情報にアクセス可能な端末で、児童生徒が利用する端末をいう。

エ 指導者用端末

学習系情報にアクセス可能な端末で、教職員のみが利用可能な端末をいう。

(13) システム

ア 校務系システム

校務系ネットワーク、校務系サーバ及び校務用端末から構成される校務系情報を取り扱うシステムをいう。

イ 校務外部接続系システム

校務外部接続系ネットワーク、メールサーバ、ホームページ運用サーバ（CMS）及び校務外部接続用端末等から構成される校務外部接続系情報を取り扱うシステムをいう。

ウ 学習系システム

学習系ネットワーク、学習系サーバ、学習者用端末及び指導者用端末から構成される学習系情報を取り扱うシステムをいう。

エ 教育情報システム

校務系システム、校務外部接続系システム及び学習系システムを合わせた総称をいう。

(14) サーバ

ア 校務系サーバ

校務系情報を取り扱うサーバをいう。

イ 校務外部接続系サーバ

校務外部接続系情報を取り扱うサーバをいう。

ウ 学習系サーバ

学習系情報を取り扱うサーバをいう。

(15) クラウド

ア クラウドサービス

クラウドコンピューティングを利用したサービスである。クラウドコンピューティングは、共用の構成可能なコンピューティングリソース(ネットワーク、サーバ、ストレージ、アプリケーション、サービス)の集積に、どこからでも、簡便に、必要に応じて、ネットワーク経由でアクセスすることを可能とするモデルであり、最小限の利用手続きまたはクラウド事業者とのやりとりで速やかに割当てられ提供されるものをいう。

イ パブリッククラウドサービス

広く一般のユーザーや企業向けにクラウドコンピューティング環境をインターネット経由で提供するサービスのことをいう。

### 3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として以下を想定し、教育情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・改ざん・消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出しや紛失、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計・開発の不備、プログラム上の欠陥、操作・設定ミス、メンテナンス不備、内部・外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的な要因による情報資産の漏えい・破壊・消去等
- (3) 地震、落雷及び火災等の災害並びに事故、故障等によるサービス及び業務の停止
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等の提供サービスの障害からの波及等

### 4 適用範囲

(1) 県立学校の範囲

本基本方針が適用される学校は、教育関係の公の施設に関する条例別表第1に掲げる学校とする。ただし、知事部局が管理運用する情報システムについては、対象外とする。(なお、管理担当については、県立高校、県立五ヶ瀬中等教育学校後期課程は高校教育課、県立中学校、県立五ヶ瀬中等教育学校前期課程は義務教育課、特別支援学校は特別支援教育課が行うこととする。)

(以下、県立中学校については、該当する部分を義務教育課、義務教育課長に読み替えるものとする。)

## (2) 情報資産の範囲

対象とする情報資産は、次のとおりとする。

ア 教育ネットワーク、教育情報システム、これらに関する設備、電磁的記録媒体

イ 教育ネットワーク及び教育情報システムで取り扱う情報

ウ 教育情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

いずれの情報も作成途中の下書きを含むものとする。ただし、知事部局が管理運用する情報システムの利用にかかる情報資産については対象外とする。

## 5 教職員の遵守事項

教職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たって「教育情報セキュリティポリシー」及び「実施手順」を遵守しなければならない。

## 6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。

### (1) 組織体制

県立学校の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

### (2) 情報資産の分類と管理

県立学校の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性を踏まえて分類し、それに基づき情報セキュリティ対策を行う。

### (3) 物理的セキュリティ

サーバ、情報システム室、通信回線及び教職員のパソコン等の管理について、物理的な対策を講じる。

### (4) 人的セキュリティ

情報セキュリティに関し、教職員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行うなどの人的な対策を講じる。

### (5) 技術的セキュリティ

コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

### (6) 運用

情報システムの監視、「教育情報セキュリティポリシー」の遵守状況の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等、「教育情報セキュリティポリシー」の運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適切に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

## 7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

「教育情報セキュリティポリシー」の遵守状況を検証するため、定期的又は必要に応じて、情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

## 8 教育情報セキュリティポリシーの評価・見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果により、「教育情報セキュリティポリシー」に定める事項及び情報セキュリティ対策の評価を実施するとともに、情報セキュリティを取り巻く状況の変化に対応するために、「教育情報セキュリティポリシー」の見直しを実施する。

## 9 教育情報セキュリティ対策基準の策定

上記6、7及び8に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を定める「対策基準」を策定する。

## 10 教育情報セキュリティ実施手順の策定

「対策基準」に基づき、情報セキュリティ対策を実施するための具体的な手順を定めた「実施手順」を策定するものとする。なお、「実施手順」は、公にすることにより県立学校の運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

## 11 児童生徒への対応

県立学校長をはじめとして県立学校が保有する情報資産を取り扱う全ての教職員は、授業又は教育目的で情報資産の使用を児童生徒に認める場合は、「児童生徒向け教育情報セキュリティ実施手順」を定めるなど、遵守すべき事項を児童生徒に明示しなければならない。

### 附則

この基本方針は、平成24年12月12日から施行する。

### 附則

この基本方針は、平成30年4月1日から施行する。

### 附則

この基本方針は、令和5年4月1日から施行する。